

補装具費の支給

※難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となっております。
詳細については、福祉政策課障がい福祉係までお問い合わせください。

区 分	障害者相談センターの 判定を要するもの	援護の実施機関限りで決定できるもの
新 規 交 付	義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす (オーダーメイド)・電動車いす・重度障害者 用意思伝達装置	①視覚障害者安全つえ・歩行補助つえ(一本杖を除く)・ 眼鏡・義眼・車いす(レディメイド)・歩行器 ②座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・ 排便補助具(児童に限る)
再 交 付	義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす (オーダーメイド)・電動車いす・重度障害者 用意思伝達装置であって、特に医学的判定を要 するもの	(1) ①視覚障害者安全つえ・歩行補助つえ(一本杖を除 く)・眼鏡・義眼・歩行器・車いす(レディメイド) ②座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・ 排便補助具(児童に限る) (2) 義肢・装具・座位保持装置・眼鏡・補聴器・ 車いす(オーダーメイド)・電動車いす・ 重度障害者用意思伝達装置であって、特に医学的判定 を要しないもの
借 受 け	義肢・装具・座位保持装置の完成用部品 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ)	歩行器・座位保持椅子
修 理	義肢・補聴器・車いす・電動車いす・重度障害 者用意思伝達装置であって、特に医学的判定を 要するもの	(1) ①装具・座位保持装置・眼鏡・視覚障害者安全つえ・ 歩行器・歩行補助つえ(一本杖を除く)・義眼・ 人工内耳 ②座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・ 排便補助具(児童に限る) (2) 義肢・補聴器・車いす・電動車いす・ 重度障害者用意思伝達装置であって、特に医学的判定 を要しないもの